

令和3年度 第3回昭島市児童発達支援計画審議会  
議事要旨

<日時> 令和3年7月29日(木) 18:30~

<場所> アキシマエンス校舎棟 202~205 会議室

<出席者> (敬称略)

【委員】

竹内 康二 (会長/明星大学心理学部心理学科教授)、小原 弘樹 (副会長/昭島市公立小学校校長会(拝島第三小学校))、白石 恭子 (立川児童相談所心理指導担当課長代理)、高久 将裕 (社会福祉法人あすはの会 子ども発達プラザ ホエール副施設長)、長岡 恵理 (公認心理師 臨床心理士 言語聴覚士)、上原 祐子 (昭島市保育園園長会(のぞみ保育園園長))、常木 浩史 (昭島市私立幼稚園協会(昭島台幼稚園理事長))、立山 美佐枝 (昭島市自治会連合会)、澤津 洋子 (公募市民)、宮本 諒美 (公募市民)、村田 ひとみ (公募市民)

【事務局】

板野 浩二 (子ども家庭部長)、野口 明彦 (子ども家庭部子ども育成課長)、鈴木 崇央 (保健福祉部障害福祉課長)、佐々木 光子 (学校教育部統括指導主事)、曾根 敦子 (子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当係長)、仲井 友恵 (子ども家庭部子ども育成課児童発達支援担当主任)

【傍聴者】

なし

<配布資料>

- ・昭島市児童発達支援計画全体構成案 (資料1)
- ・計画案【第1章~第3章】(資料2)
- ・昭島市児童発達支援計画(趣旨)の周知及び意見募集について【案】(資料3)

<議事要旨>

1 開会

会 長：定刻前だが、出席予定者が揃っているので、令和3年度第3回昭島市児童発達支援計画審議会を開催する。本日の日程については、次第のとおりである。  
また、本日は委員の半数以上の出席があり、審議会条例第5条の2の規定により、本会議は成立していることを報告する。  
では、事務局から資料の確認についてお願いする。

事務局：資料の確認をさせていただく。

- ・昭島市児童発達支援計画 全体構成案 資料1

- ・計画案 第1章～第3章 資料2
- ・昭島市児童発達支援計画（趣旨）の周知及び意見募集について【案】 資料3  
資料1全体構成案については、前回の審議会において表記について委員よりご質問をいただき、児童発達支援計画と表題の変更をした。また、第3章の内容に伴い、大項目の内容を修正している。

## 2 議 題

会 長：それでは、2議題の（1）計画案【第1章～第2章】修正点について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より昭島市児童発達支援計画【第1章～第2章】について説明】

事務局：3ページ、4計画策定の経過について、経過を詳しく示した。5計画の基本理念を要配慮児童が地域の一員として自立することを支援するとし、文言の整理をした。4ページから10ページについて、各グラフについての説明と簡単な分析を加筆した。また、4ページ（2）乳幼児人口の推移について、年齢の表記について訂正した。11ページ 早期発見・早期対応の充実について、主な取り組みのなかで「相談から支援につながったケース」のイメージがしにくいと意見があったので、「令和2年3月に開設した教育・発達総合相談において、臨床心理士等が未就学児の発達に関する相談を受けており、相談から親子発達支援事業を利用し、その後医療や児童発達支援事業へつながったケースがあります。」とした。具体的なイメージ図等については、今後の実務の中で、パンフレットやHP等を利用し示す。11ページ【課題】の表現について、「子どもの言葉や発達の遅れなどの障害の可能性に気づき」と表現していたところを「早期対応につながるよう、保護者が子どもの言葉や発達の遅れなどに気づき、身近な機関に相談するなどその子どもに適した環境を理解し、安心して早期の療育を利用することができるよう、支援体制の充実を図る必要があります。」とした。13ページ要配慮児童を取り巻く環境の整備【主な取組】の「受け入れる」という表現を「発達障害などの社会的認知が広まっている状況の中、自分の子どもが発達障害ではないかと不安が大きくなり、適切に子どもの発達を把握したり、理解することができない保護者からの相談があります。一方で、要配慮児童への対応方法についての情報不足や、周囲の理解が浅いことによる育児に対する負担感に関する相談もあります。」とした。

会 長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

特にないようなので、承認いただいたこととする。

会 長：つぎに、2議題の（2）計画案 第3章について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より計画案 第3章について説明】

会長：ご意見や質問等があれば、委員の方からお願いしたい。

長岡委員：「自立」という言葉の概念について、旧来であれば「援助を受けずに自分の力で身を律する」という意味で用いられていたと思うが、厚労省所管の社会保障審議会福祉部会では「自らの判断と決定によって主体的に生活を営むこと」「能力を活用して社会活動に参加する」と定義され、自ら決定することが最大限に尊重されること、自己決定において社会資源を有効に活用して、QOLを向上させていくといった意味合いに自立観が変化してきていると思う。この計画において「自立」という事がどのような状態をさすのか、また、今後その考えを示していくのか。

厚生労働省による「児童発達支援ガイドライン」では障害児支援の基本理念において、意思決定とその最善の利益の保証という文言がある。地域社会への参加はインクルージョンと合理的配慮がキーワードとして示されている。この第3章から、趣旨は読み取れるが厚労省のガイドラインほど明確にはなっていないように感じる。ガイドラインとの整合性についての考えはどの様に考えているのか。

事務局：自立については、委員からの意見のように理解しているが、表記について、どの様を示していくか検討する。ガイドラインとの整合性についても確認し検討する。

高久委員：成人の方の福祉施設での勤務やソーシャルワーカーの経験があるが、自立という言葉には重みがあると感じている。「立」については「律」と表現する場合もある。成人のほうの考えでは「色々な人の力を借りながら（援助を受けながら）地域生活を営む」とあるが、ここに自立が含まれると思う。自立を生活と置き換える表現という考えもあるかと思う。地域社会の一員として参加できるという書き方であればよりよいのではないか。

長岡委員：特別支援教育のなかでも、自立活動や障害の改善克服という言葉が使われているが、視点が誰の側にあるのかと疑問に思う。ICFや社会モデルに示されるような、環境と個人の調和がなかなか見えてこない難しさがあると思う。文言としての2つの自立（自律）という言葉は重要だが、その概念をどのようにこの計画が持っているのか、地域社会への参加を包摂する社会側をイメージできるような内容でないと、障害が重くて自立できない方が取り残されてしまうように思う。

事務局：自立という言葉をもどのような概念で使用していくのか、再度検討する。

常木委員：幼稚園という現場の中で、様々な程度の発達障害のある子どもの対応をしているが、早期の支援を受け、適切な教育を受ければ、将来的には経済的にも自立した生活を営めると思われる児童がいる。適切な環境が与えられなければ自立が難しくなる。早期の支援が大切だという方向性をこの計画の中で示すこ

とは重要と思う。保護者に対しても今、支援をすることが将来の自立につながると伝えている。そのような保護者に希望を与えるような文言を選んでほしい。ずっと環境が守っていけばよい子どもたちだけではないことをご理解いただきたい。

会長：自立についての意見が色々だが、いろんな意味での使い方が存在する言葉なので、時代によっても立場によっても意味合いが違ってることがあり、説明が必要だという事なのだろう。自己決定がひとつのキーワードであり、厚生労働省が示しているものや、世界的レベルで使われている文言を活用し整理しながら、地域生活をキーワードとして昭島市としての「自立」の捉え方があってよいのではと考える。

長岡委員：18 ページの基本的な取組みについて、「保護者への理解の促進」とあるが、「この保護者への」は、子どもの発達について保護者の理解を促進する意味なのか、困難な子育てをしている保護者の立場を理解するものなのか。

事務局：様々な機会を捉えた情報の提供等により、発達障害等への理解を深め要配慮状態への気づきを保護者に対し働きかけ、早期の支援に結びつけるという意味合いである。

宮本委員：適切な環境という発言があったが、日本の学校では普通である「みんなと同じでなくてはならない」といったことが、海外では普通ではないといったことがある。子どもへ与える環境として、日本の中での考えだけでなく広い視野で考えられているのかと気になった。

事務局：環境の整備という部分では、情報不足での対応方法の不備等がないよう、総合的な環境の整備を図っていけるような考え方をもって計画策定に取り組んでいく。

会長：国際的な視点を持ってほしいということか。

宮本委員：幼少期、学校がすべてであった。成長していろんな環境に触れ「こんなオプシオンもあったのか」と感じるがあった。子どもたちが、いろんな経験に触れる機会があってほしいと思う。

会長：今後、具体的な取組を示す段階で、示していく部分である。

長岡委員：16 ページ 2 学齢期における支援の充実で、「特別支援教育コーディネーターの専門性」とあるが、どの様な専門性を考えているのか。

事務局：学齢期における支援の充実については、「第3次昭島市特別支援教育推進計画」を平行して策定中であるので、そちらとの整合性を図りながら、第3章以降が進んできたところで、内容を検討していく。

上原委員：乳幼児と日々過ごす中で、早期発見・早期対応の大切さはわかるが保育園は発達に関して判断する専門家ではないので、乳幼児健康診査が保護者の気づきの入口となると考える。昭島市では1歳半健診、3歳児健診のあとは就学児

健診となっている。保護者は保育園が発達に関して気づきがあっても、自分の子どもだけしか見ていないのでなかなか気づくことができない。就学前になってあせる姿も見られる。子どもの長い人生の中、そこが遅いとは言わないが、検診の中での専門家のきめ細やかな対応が、保護者の気づきを促し、子どもにとっての有益な支援へ早期につながるのではないかと、常々感じている。計画の中でもそういった視野が必要なのではと考える。

常木委員：早期の気づきと早期対応の充実については、「早期の気づき」だけを1項目にしてほしいほど、現場にとっては重要である。保護者とともに自分たちも早く気づける体制を整えることは、早期の対応に結びつく。3歳から4歳の誕生日にかけて、現場でも気づきがあり、保護者に働きかけるがそこで、保護者が対応し支援につながることは難しい。その後も働きかけるが病院の受診についても、なかなか予約が取れない状況にある。気づきの部分については重視した記述にしていきたい。

村田委員：実子（30歳）が障害を持っているが、2歳半頃から兄とは違う様子を感じていた。3歳児健診の頃には、周りの子どもたちと様子が違い、遅れているのかとも感じており、健診のあと保健相談を受けた。相談員からは「まだ3歳だからわからないし、もう少し様子を見たら。」といわれ、4歳近くになったときに心配な様子を伝えたら、ひよこ教室を紹介された。今でも早い気づきがほしかったなと感じている。早い時点でのいろんなサポートが必要だったと感じる。当時は、相談する場所もなかった。明らかに様子が違うので、就学時健診は受けずに特別支援学校に入学したいと申し出てもかなわず、就学時健診に行ったという保護者の話も聞いている（20歳）。サポートを受けるにも、色々なハードルが高いと保護者は感じている。

事務局：「早期の気づきと早期対応の充実」について、ご意見をいただいた。どういった施策ができていくのか、今後、第4章以降で具体的な事業の展開という形でお示しし、また審議いただければと思う。健康課での乳幼児健康診査、教育・発達総合相談等、市で実施している事業をどの様に組み立てていけば、いただいたご意見に対応していけるのか、検討していく。

会長：「早期の気づきと早期対応の充実」について活発にご意見が出たという事は、市にとって重要な事項としてご検討をいただきたい。

長岡委員：7ページ、子育て世代包括支援センターという表記と、健康課という表記が混在している。また、子育て世代包括支援センターは市内のどこに位置するのか。

事務局：文言については今後、整理をする。子育て世代包括支援センターはあいぽっくの中にあり、健康課の中の係である。

長岡委員：8ページの巡回相談について、どの部署の臨床心理士が担当しているのか

読み取れない。

事務局：子ども育成課の臨床心理士が対応している。

上原委員：最近、あいぼっくの心理士も保育園に観察に来ることがある。どの部署がどの様な担当であるかというのは、わかりづらい。相談場所の紹介をするときに迷うことがある。保護者は相談をするときに、相当の決心をしているのでその気持ちをそがないよう、どこに相談すればよいか明確になってほしい。市民目線でわかりやすい案内があると良いのでは。

事務局：市ではいくつかの部署に臨床心理士が配置されている。児童に関する相談であれば、教育・発達総合相談でも子ども家庭支援センターでも健康課でも受けている。その中で必要に応じて関係機関に連携しているので、子どもに関する窓口であれば、どこでも相談していただきたい。また、組織がわかりづらいというご意見に関しては、今後いろんな資料等でわかりやすい表記をしていくよう検討する。

長岡委員：11 ページ親子発達支援事業について、「お子さんの」という表記があるが、他は「子どもの」という表記であるので、同様のほうがよいのではないか。12 ページ「学齢期における支援」主な取組の12行目「発達障害」とあるが、他の表記は「発達障害等」となっているがどうなのか。

事務局：「子どもの」という表記にさせていただく。「発達障害」については確認する。

会 長：つぎに、2 議題の（3）昭島市児童発達支援計画（趣旨）の周知及び意見募集について、事務局より説明をお願いします。

事務局：本日、第3章の計画の基本的な考え方について審議いただいた。本来ならば市民説明会等で市民の意見を伺うところだが、コロナ禍の折、説明会の実施が難しい現状の為、今回は書面を通じて市民の意見を募集しようと考えている。実施時期は9月の中旬を予定している、本日審議いただいた内容を可能な限り反映して資料を作成したい。

常木委員：「教育・保育施設」は市民にとってわかりにくいので「幼稚園・保育園・認定子ども園等」などの表記が良いのではと思う。

会 長：他に意見がなければ、事務局で本日の審議を反映した資料で、市民の意見を9月に聞き、修正案の承認は10月の審議会ということとなる。

### 3 その他

事務局：次回の審議会は、10/8（金）アキシマエンス校舎棟で開催を予定している。

### 4 閉 会